

様式 2

不利益処分に係る処分基準

処 分 の 名 称		指定振動工場等の振動に係る一時停止命令
根拠条例・規則名		さいたま市生活環境の保全に関する条例
条 項		第 4 7 条 第 5 項
所 管 部 課		環境局 環境共生部 環境対策課 (電話：048-829-1332)
処 分 基 準	基 準 (未設定の場 合はその理 由)	次のいずれかの場合に該当するとき (1) さいたま市生活環境の保全に関する条例第 4 3 条第 2 項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないで振動に係る指定施設を設置している場合において、周辺の生活環境が長期間にわたり現に損なわれ、又は損なわれるおそれがあると認めるとき。 (2) さいたま市生活環境の保全に関する条例第 4 7 条第 3 項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わない場合において、周辺の生活環境が長期間にわたり損なわれ、又は損なわれるおそれがあると認めるとき。
	設定等年月日	平成 21 年 4 月 1 日設定 平成 年 月 日最終改正
備 考		